

指名競争入札参加者指名基準

(平成8年12月18日要綱第301号)

第1 (趣 旨)

この基準は、上ノ国町財務規則（昭和47年規則第22号以下「規則」という。）第91条第3号の規定に基づき、上ノ国町が発注する工事の請負、物件の買入りに係る指名競争入札の参加者の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

第2 (共通的基準)

指名競争入札に参加する者は、次に掲げる共通的基準たる要件を満たしていなければならないとともに、指名に当たっては契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において地場産業の育成に努めなければならない。

(1) 経営内容等

指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実が無く、かつ、契約の履行がされないこととなるおそれがない者であること。

(2) 法的適正

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。

(3) 技術的適正

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有するものであること。

(4) 地理的適正

履行期限、履行場所、アフターサービス等の契約の内容を勘案し、一定地域内の者のみを対象として競争に付することが有利と認められるものにあつては、当該一定地域内で営業している者であること。

(5) 経営規模的適正

指名しようとする時点において、未履行契約高（現に履行中のものを含む。）と当該指名競争入札に係る予定契約高を総合して経営規模に余裕があると認められる者であること。

(6) 労働福祉成績の状況

- ① 建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団又は建設業福祉共済団に加入している者であること。
- ② 過去1年間に労働賃金の不払いの事実がない者であること。

第3（事業別基準）

指名競争入札に参加する者は、工事の請負契約又は物件の購入契約ごとの次に掲げる事業別基準たる要件を満たしていなければならない。

(1) 工事の請負

工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者は、別に定める方針に基づき、別記発注標準金額ごとの発注工事の予定価格に対応する等級に格付けされた者であること。

ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める者を指名することができる。

- ① 指名競争入札に付そうとする工事がその施工上特殊な専門的技術を必要とする場合

資格者名簿（規則第90条で準用する同第77条第2項に規定する資格を有する者の名簿をいう。以下同じ。）に登録された者。

- ② 指名競争入札に付そうとする工事がその施工上高度な技術を必要とする場合
発注工事の予定価格に対応する等級の上位の等級に格付けされた者及び資格者名簿に登載された者。

- ③ 指名競争入札に付そうとする工事が全体計画の一部である場合

当該計画に係る全体の契約予定額を勘案のうえ、予定価格に対応する等級より上位の等級に格付けされた者

- ④ 指名競争入札に付そうとする工事の内容、施行方法、施工に必要な機械器具、設備の保有状況等の諸条件から、発注工事の予定価格に対応する等級によりがたい特別の理由があると認められる場合

資格者名簿に登載された者

- ⑤ 指名競争入札に付そうとする工事が、大規模若しくは技術的難度の高い工事を施工するに際し、技術力を結集することにより安定的施行を確保する必要があると認められる場合

資格者名簿に登載された者で構成された共同企業体

(2) 物件の購入

- ① 精密性、性能の保持等の必要性があると認められる特殊な物件の購入契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする物件の供給について経験又は実績を有する者であること。

- ② 銘柄を指定する必要があると認められる物件の購入契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする銘柄の物件を供給することができる者であること。

- ③ 国等の検定、基準、標準規格等に合格した物件の購入契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする物件を供給することができる者であること。

第4（指名の制限）

次のいずれかに該当する場合は、指名しないものとする。

- (1) 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成9年上ノ国町要綱299号）に基づく指名停止期間中である場合
- (2) 町が発注する建設工事に係る請負契約について、次の事項に該当し、なおその状態が継続していると判断され、請負者として不相当であると認められる場合
 - ① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
 - ② 工事現場の管理及び工事の施工に当たり、安全、公害等の諸法令を守らず、又関係地元住民との協調を著しく欠く行為があること。
 - ③ ①から②まで掲げるもののほか、不誠実な行為があること。
- (3) 会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始及び再生手続開始の申し立てがなされ一般競争入札及び指名競争入札参加資格の再審査に係る新たな認定登録を受けていない場合又は手形交換所等による銀行取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態がきわめて不安定である場合。

第5（準 用）

この基準は、委託業務に係る指名競争入札並びに随意契約における契約の相手方を選定する場合に準用する。

附 則（上ノ国町要綱第301号）

- 1 この基準は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 建設工事請負業者選定及び指名基準に関する要綱（平成7年4月17日）は廃止する。

附 則（上ノ国町要綱第301の2号）

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（上ノ国町要綱第400号）

この基準は、平成13年4月24日から施行する。

附 則（上ノ国町要綱第424号）

この基準は、平成14年4月26日から施行する。

附 則（上ノ国町要綱第457号）

この基準は、平成15年4月4日から施行する。

附 則（上ノ国町要綱第701号）

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（上ノ国町要綱第755号）

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（上ノ国町告示第14号）

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（上ノ国町告示第5号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別 記（第3の（1）関係）

発注標準金額表

区 分	土木工事	建築工事
A	25,000千円以上	30,000千円以上
B	25,000千円未満 4,000千円以上	30,000千円未満
C	4,000千円未満	
共同企業体	町長が必要と認めた工事	

備考

審査段階では、各等級の工事内容を十分検討したうえで、基準ラインを弾力的に適用し、業者の指名選考を行うものとする。

※特に弾力的運用を要する工事

国庫負担による災害復旧工事、橋梁修繕工事及びその他特殊工事